

生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（平成30年11月分）

<教育> 授業料等の保護者負担軽減制度について

現在、他県に住んでいるが、都内への転居及び都内の私立高校に出願することを検討している。授業料等に対する給付制度がどれだけ利用できるか知りたい。

【対応】

平素より私学行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

授業料負担を軽減する制度としては、国の就学支援金と、都の授業料軽減助成金という制度があります。

また、授業料以外の教育費負担を軽減する制度として、奨学給付金という制度があります。

なお、例えば、授業料軽減助成金については、都内に住所を有している必要があるなど、制度ごとに所得要件や住所要件等が異なります。

詳細につきましては、公益財団法人東京都私学財団HP

(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html) に掲載しております。

<くらし> 悪質商法被害防止のための啓発事業について

悪質商法被害未然防止の啓発をするのに、芸人やキャラクターを用いるのは不適切ではないか。犯罪に類するような内容を扱うのだから、講義や文書など、より堅い方法で啓発するべき。

【対応】

御意見をいただき、ありがとうございます。

近年、SNS等をきっかけとした若者の消費被害が増加しており、対策が急務になっております。当事業は、このような状況を受け、若者にとって身近に感じる同世代の芸人等を通じて、消費生活行政に関心の薄い層にもアプローチすることで、消費者問題に対する関心を集め、消費者被害の未然・拡大防止を図る趣旨で実施しているものです。

東京都消費生活総合センターでは、講義等による啓発も実施しておりますが、分かりやすさ等を考慮して、様々な形での啓発に取り組んでおります。その一環として、芸人やキャラクターによる啓発も実施しております。

何卒、御理解の程よろしくお願いいたします。

<くらし> セクシャル・ハラスメント相談窓口について

セクシャル・ハラスメントについて会社に相談したが対応してくれない。東京都で相談できる場所を紹介して欲しい。

【対応】

平素より男女平等参画行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

東京都労働相談情報センターにおいては、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんをはじめ、労働問題全般にわたり相談に応じております。

また、東京ウィメンズプラザにおいては、セクシュアル・ハラスメント、職場の人間関係を含むさまざまな悩みについての相談を受けています。

これからも、東京都としてセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント行為が、社会的に許されないものであることを広く周知するとともに、その防止に努めてまいります。

○東京都労働相談情報センター

東京都ろうどう 110 番 0570-00-6110

※月～金曜日の午前 9 時～午後 8 時、土曜日の午前 9 時～午後 5 時

(祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。土曜相談は祝日及び 12 月 28 日～1 月 4 日を除く。)

○東京ウィメンズプラザ

一般相談 03-5467-2455

※毎日 9 時～21 時 (年末年始を除く)

男性のための悩み相談 03-3400-5313

※毎週月曜日・水曜日 17 時～20 時 (祝日・年末年始を除く)

<文化> 東京都庭園美術館のシルバードーについて

シルバードーに写真美術館に赴いた際、庭園美術館にも足を延ばそうとしたが、展覧会チラシにシルバードーの記載がなく、無料なのかがわからなかったため、行くのをやめた。こうした情報は、ホームページではなくチラシに載せておくべきではないか。

【対応】

このたびは、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

東京都庭園美術館では、第 3 水曜日をシルバードーとして、65 歳以上の方の展覧会観覧料を無料にしており、多くの皆様にご来館いただいております。

しかしながら、当館では、シルバーデーや展覧会割引情報についてホームページではご案内しておりますが、ご指摘のように展覧会チラシに表記していない場合があります。御意見をありがたく受け止め、今後作成する来年度の展覧会チラシには必ずシルバーデーの記載を行い、より多くの皆様にご来館いただけるよう努めてまいります。

なお、第3水曜日のシルバーデーにつきましては、他の都立博物館・美術館でも実施しておりますので、今後は、東京都庭園美術館と同様にホームページ及び展覧会チラシに記載させていただきます。